

こどもたちが安心して豊かに暮らせる脱炭素社会に向けて

# 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた

重要施策の考え方【概要版】



# 1 序章・基本的事項

# (1) 「重要施策の考え方」の位置づけ

- 「重要施策の考え方」は、2050年の脱炭素社会の実現と、2030年度の温室効果ガス削減目標等<sup>※1</sup>の達成に向け、**川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方**<sup>※2</sup>を示すもの。
- 本市は今後、「重要施策の考え方」を踏まえ、市民の皆さま、専門家や関係団体、 事業者等の御意見を伺いながら、**新たな制度の実施に向けた検討を進めていきます**。

<sup>※1</sup> 本市は 2050年の脱炭素社会実現を目指し、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)」を令和4年3月に改定。

<sup>※2</sup> 基本計画には、2030年度の温室効果ガス削減目標や、再エネ導入目標、5大プロジェクトなどを位置付けており、「重要施策の考え方」は、基本計画の改定 を踏まえ検討を進めてきた。また、検討に当たり、川崎市環境審議会に対し「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の改正に向けた重要施策の考え方」 について諮問し、令和4年11月1日の答申を踏まえ作成した。



# (2) 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例改正の目的・意義

- 気候変動の影響・被害は既に顕在化しており、将来的には本市域を含む国内に深刻 な被害・損害が生じる可能性が高く市民の安全・安心な暮らしが脅かされている。
- 「重要施策の考え方」は、本市の大きな地域特性ともいる「都市型エリア」、「国 内有数の産業エリア」という特徴を踏まえた新たな制度の考え方を示すものである。
- 本市は今後、当該制度について「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に新たに規定するとともに、昨今の情勢変化等を踏まえ、全体的な条例改正を行い、脱炭素社会の実現を旨とした改正条例をもって、全国を牽引する先進的な取組の展開を進めていく。



### (3) 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の目的・意義

- 国は「2050年カーボンニュートラル」を法定化し、「**再生可能エネルギーの主力電 源化を目指し最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む**」こととした。
- 150万人を超える人口を擁しエネルギーの大消費地である本市が、産業部門だけでなく民生部門でも取組を進めることは重要であり、電力ひっ迫や電気料金高騰への対応、災害時のレジリエンス強化など、**建築物への太陽光発電設備の導入を積極的に取り組んでいく意義が大きい**。
- こうした考えのもと、都市型の地域特性をもつ本市における、脱炭素社会の実現に 資する民生部門のCO2削減の有効な方策として「建築物太陽光発電設備等総合促進 事業」の考え方を示すものである。



# (4) 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の目的・意義

- 脱炭素化を取り巻く大きな変革は、環境保全という枠組みを超え、産業競争、国際 競争力にも大きく関係し、**重要な成長戦略**となっている。
- 本市は**製造品出荷額等が政令市最大**であるとともに、**政令市で最大の温室効果ガス 排出都市**であり、エネルギーや製品の素材・原料を、首都圏を中心に広域的に供給 する一方で、温室効果ガスを大量に排出してきた。
- カーボンニュートラルに資する持続可能な活動は世界共通の前提となりつつあり、 カーボンニュートラルへの適応が遅れると、市内の産業競争力の低下を招くおそれ がある。
- こうした考えのもと、脱炭素化と産業競争力の維持・強化の両立を図る有効な手段 として「事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度」の考え方を示すものである。



# 2 条例改正のポイント

#### 第1章(地球温暖化対策強化の必要性の背景)

# ■ 制度全体に係る背景等

- 地球温暖化は人々の生活の安全を脅かしており、このリスクを最小限に抑えるため、2050年の脱炭素社会(カーボンニュートラル)の実現がパリ協定において世界共通の目標に掲げられ、全世界で取組が進められており、今後数年間が正念場。
- 令和3 (2021) 年10月、国は地球温暖化対策計画を策定。国全体として2030年度に温室効果ガス排出量▲46%削減(2013年度比)を目指すとした。
- 令和3(2021)年10月、国は第6次エネルギー基本計画を策定。2030年度において、新築戸建て住宅の**6割**に太陽光発電設備の設置を目指すとした。





### 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方(第4章)に係る背景

- 市域の再生可能エネルギーポテンシャル試算では、現状の再生可能エネルギー導入量に対し、2050年には十73万kW分のポテンシャルが存在する。そのうち、住宅用・事業用の太陽光発電が約72万kWと追加分の約99%を占めており、住宅用・事業用の建築物への太陽光発電設備の設置が特に重要。
- ロシア・ウクライナ情勢による我が国のエネルギー安全保障危機。 東京電力管内の電気料金は令和3 (2021) 年1月以降 **18か月連続**で値上がり。
- 近年、再生可能エネルギー利用設備の設備容量(需要)増加に伴い太陽光発電コストは低下。
- 改正建築物省エネ法が公布され、令和7(2025)年度からすべての新築住宅・非住宅に 省エネ基準への適合義務化するなど、国は建築物への省エネ対策を強化する一方で、再エネ 利用設備については設置義務化に踏み切っていない。
- これから新築される建築物の多くが**2050年もストック**(蓄積)。市内の年間の新築・増築建築物のうち、**99%**が延べ床面積2,000m²未満の建築物であり受注上位30者で全体の約**61%**を占める。





#### 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の考え方(第5章)に係る背景

- 市内の温室効果ガス排出量等が多い報告義務対象者(約170者)で市域の排出量の約80%。
- 脱炭素化を取り巻く大きな変革は、環境保全という枠組みを超え、産業競争、国際競争力にも大きく関係し、**重要な成長戦略**とされる。
- 本市は製造品出荷額等が政令市最大(R1)であり、日本の産業を牽引する一方、政令市最大のCO<sub>2</sub>等排出都市(R1)でもあり、市内の事業者が脱炭素化に取り組むことは、産業競争力の維持・強化の面でも重要であり、日本全体での脱炭素化にも貢献する。



### 第2章(川崎市地球温暖化対策推進基本計画の概要)



# 2050年

市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す。

※ 下記目標等は川崎市地球温暖化対策推進基 本計画(R4.3改定)に位置付けており、 また、2030年度の目標達成に向け、特に事 業効果の高い重点事業を「5大プロジェク トーと位置づけている。



# ■ 2030年度の全体目標

2030年度までに市域の温室効果ガス排出量を2013年度比▲50%削減 (▲1,180万t-Co₂)

2030年度までに再生可能エネルギーを**33万kW**以上導入(市域全体、2020年度実績約20万kW)



# (参考) 2030年度目標達成に向けた取組

現状すう勢では2030年度の目標は達成できない状況であり、目標達成に向けて、 重点事業(5大プロジェクト)を進めていく。



#### 第3章(背景等を踏まえた対応の考え方)

# 川崎市地球温暖化対策推進条例の改正の考え方

令和3 (2021) 年の地球温暖化対策推進法の改正に伴い、「2050年カーボンニュートラル」が法定化。本市は、脱炭素社会実現を目指していくことを明確化するためにも、条例第

1条の「**条例目的」も含めた全体的な改正**に取り組む。また、水素等のCO<sub>2</sub>フリーエネルギー導入促進(条例第17条等に規定する開発事業地球温暖化対策計画書・報告書制度に係る事項含む)や、交通の脱炭素化に関する理念を規定する。

# 改正条例に規定すべき重要施策の考え方

2030年度の温室効果ガス削減目標等の達成と2050年の脱炭素社会の実現に向け、改正条例において、 第4・5章に示す「**建築物太陽光発電設備等総合促進事業**」及び「**事業活動脱 炭素化取組計画書・報告書制度**」を導入。



#### 第4・5章 (新たな条例制度の全体像)

#### 制度1

#### 特定建築物太陽光発電設備等導入制度

延べ床面積**2,000m<sup>2</sup>以上**の建築物を新増築する**建築主**への太陽光発電設備等の**設置義務** 

#### 制度2

#### 特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

延べ床面積**2,000m<sup>2</sup>未満**の新築建築物を**市内に年間一定量以上建築・供給**する**建築事業者**への太陽光発電設備**設置義務** 

#### 制度3

#### 建築士太陽光発電設備説明制度

**建築士**に対し、建築主への「太陽光発電設備の設置に関する説明」を行う**説明義務** 

#### 制度4

#### **建築物**太陽光発電設備**誘導支援制度**

地球温暖化防止活動推進センターや専門的知識を有する関係団体、地域エネルギー会社などと連携した新たな **誘導支援の枠組みの創設** 

# ■ 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

#### 制度5

#### 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度

現行の「事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度(条例報告義務制度)」の見直しによる、 新たな事業者評価・支援制度の創設



### 第4・5章 (新たな条例制度の導入効果・試算)



# 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の導入効果

2030年度再エネ導入目標における必要追加的措置の約4割相当(+2.5万kW程度)

また、基本計画では、民生家庭部門において必要とされる 2 0 3 0 年度の温室効果ガス削減量の目安を、2013 年度比 $\triangle$ 98万t-CO<sub>2</sub>削減と試算していますが、2013年度から2019年度までの 6 年間で、すでに約37万t-CO<sub>2</sub>削減している。

さらに、将来的な電力排出係数等の動向などの社会的要因として、2030年度までに $\blacktriangle52$ 万 $t-CO_2$ 削減が見込まれることから、**残り約8.4万t-CO\_2分が足りない状況**となる。

建築物太陽光発電設備総合促進事業の実施によるCO<sub>2</sub>削減効果については、2030年度の時点での**年間削減量** 



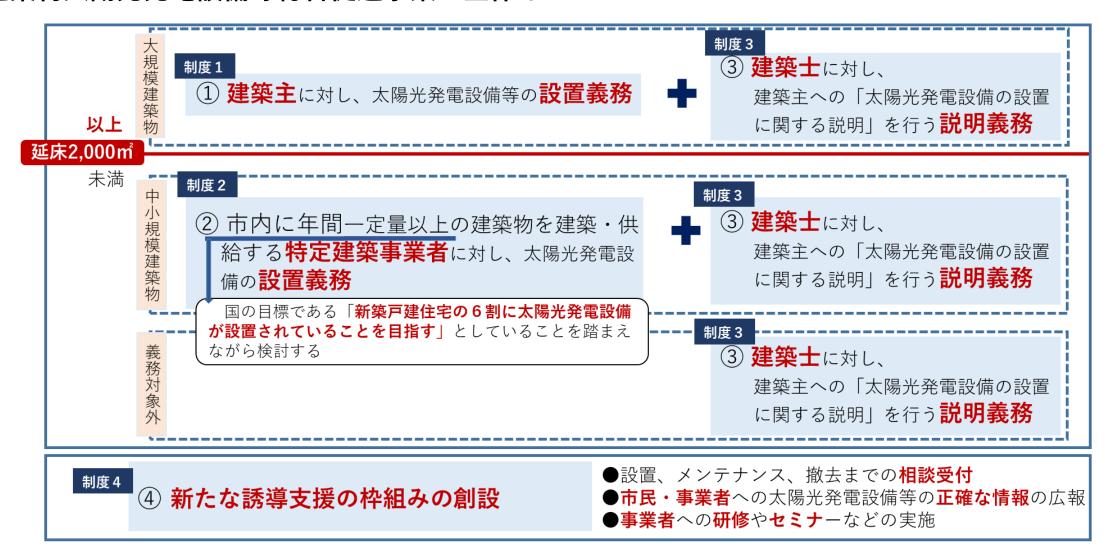
# 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の導入効果

2030年度の温室効果ガス削減目標や2050年カーボンニュートラルと整合した

評価基準を設定し、市内事業者の脱炭素化を誘導



#### 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の全体イメージ



#### 【制度1】特定建築物太陽光発電設備等導入制度の考え方

#### 大規模建築物への制度

# 制度内容 対象者

■ 延べ床面積**2,000㎡以上**の建築物(特定建築物)を新築・増築する**建築主**に対し、太陽 光発電設備等の設置を義務付ける。

#### 対象設備

■ 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス利用設備、風力発電設備、地中熱利用設備などとする。

#### 設置基準量

■ 義務対象事業者が設置しなければならない太陽光発電設備等の設置基準量は、**特定建築** 物の規模に応じた量とする。

#### 代替措置 除外規定

- 物理的に設置が困難、または設置がCO<sub>2</sub>削減に寄与しないことが見込まれる場合に、太陽光発電設備設置に変わる**代替措置を検討**する。
- 大規模建築物はエネルギー使用量が多く、多くのCO2を排出し、環境負荷に対する社会 的責任が大きいことから、**除外規定を設けないことを検討**する。
- ※ 設置基準量、代替措置、除外規定等は専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて検討

#### 【制度2】特定建築事業者太陽光発電設備導入制度の考え方

#### 中小規模建築物への制度

# 制度内容 対象者

■ 延床面積**2,000㎡未満**の新築の建築物(中小規模建築物)を**市内に年間一定量以上建築・供給する建築事業者(特定建築事業者**)に対し、太陽光発電設備の設置を義務付ける。 ※特定建築事業者の「一定量以上」とは、国の地球温暖化対策計画及び第6次エネルギー基本計画において、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されていることを目指す」としていることを踏まえながら検討する。

#### 対象設備

■ 太陽光発電設備とする。

#### 基準量

■ 特定建築事業者が設置しなければならない太陽光発電設備の設置基準量は、「年間供給 棟数」×「棟当たり基準量(太陽光発電設備の設備容量(kW))」×「算定基準率 (%)」などとする。

※算定基準率とは、地域特性や住宅事情等を踏まえて設定する補正係数

#### 代替措置 除外規定

- 物理的に設置が困難、または設置がCO<sub>2</sub>削減に寄与しないことが見込まれる場合に、太陽 光発電設備設置に変わる**代替措置を検討**する。
- 義務対象者と住まい手が異なるため代替措置をとることが困難であることも想定される ことから、**除外規定を設けることを検討**する。
- ※ 設置基準量、代替措置、除外規定等は専門家等による技術的見地からの意見を踏まえて検討





#### 【制度3】建築士太陽光発電設備説明制度の考え方

大規模及び中小規模建築物への制度

制度内容 対象者

■ 建築士に、建築主への「太陽光発電設備の設置に関する 説明」を行うことを義務付ける。

建築物省エネ法制度(R3.4スタート)

省エネ性能説明義務



制度3(川崎市制度)

太陽光発電設備設置の説明義務

#### 【制度4】建築物太陽光発電設備誘導支援制度の考え方

- 制度1~3の制度と併せて、新築・増築建築物(義務対象)だけでなく、既存建築物(義務対象)も含めて太陽光発電設備の普及を誘導していくため、新たな太陽光発電設備導入に 関する支援の枠組みの創設を検討する。
- 具体的な支援として、次の取組について実施の検討を行う。

#### 【市民向け】

- ・太陽光発電設備の設置、メンテナンス、撤去までの事項に関する相談受付
- ・太陽光発電設備設置の普及に取り組む事業者(枠組み登録事業者)情報の発信 【事業者向け】
- ・関係法令や施工知識などに関する相談受付
- ・太陽光発電設備設置実績が少ない事業者等への研修・セミナー等の実施 【共通事項】
- ・太陽光発電設備設置に関する正確な情報の発信
- ・初期費用や維持管理費用がかからない設置方法の情報発信(PPAモデルなど)



#### 【制度5】事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度の考え方

#### 義務対象者

■ 1号:原油換算年1,500kL以上使用する事業者

■ 2号:原油換算年1,500kL以上使用する事業所及び当該連鎖化事業加盟者

■ **3号:車両100台**以上保有する事業者

■ **4号**:CO₂以外の温室効果ガスを年**3,000t-CO**₂以上排出する事業者

#### 制度概要

- 市が2030年度CO<sub>2</sub>削減及び2050年カーボンニュートラルに資する**評価項目を設定**し、対象事業者に対し、当該評価項目に係る**計画書・報告書の提出義務**を課す。
- 併せて、中小規模事業者向けの<mark>簡易版制度</mark>も創設。
- **評価結果に応じた誘導支援**及び**評価結果の公表**を検討。
- ※ 評価基準・評価方法等を設定・公表し、有識者等による評価内容の確認を行うことを想定

#### 評価項目

#### 【評価軸①】2030年度CO。削減目標達成

#### 評価項目①

- 1 温室効果ガス排出量(直近のみ)
- 2 温室効果ガス排出量(過去含む)
- 3 省エネ
- 4 再エネ・電化
- 5 自動車

#### 【評価軸2】2050年カーボンニュートラル

#### 評価項目②

6 中長期目標・イノベーション等(事業者全体のCO<sub>2</sub>削減取組・イニシアチブ加盟、Scope3等の取組を含む)



評価水準イメージ

A水準

評価結果が対象項目の満点中90%以上を取得

B水準

評価結果が対象項目の満点中50%以上を取得

C水準

評価結果が対象項目の満点中49%以下

評価結果の 公表

- 対象事業者の**項目別評価**、**事業者別評価**を一覧表等で取りまとめ、市のホームページ等へ 一定期間(3年程度を想定)公表。
- **公表期限、時限的・経過的措置、事前意見聴取手続き**などのフォローアップ手段を検討し、 特定事業者の不利益に配慮。
  - ※ イノベーション技術など**秘匿情報**については公表を差し控える

簡易版制度

■ 評価項目のうち「CO<sub>2</sub>排出量削減」及び「再エネ・電化導入」のみを必須とするなど、**多 くの事業者が活用しやすい制度**を目指す。

誘導支援策

- **企業のチャレンジを支援**する誘導支援制度を検討。
- 中小規模事業者へのインセンティブが働く誘導支援制度を検討。

# 全体スケジュール(方針)



### 全体スケジュール(方針)

令和4年度末頃	条例改正(案提出)
令和5年度秋頃	規則改正、制度4開始を目指す
令和6年4月頃	制度3、5施行を目指す
令和7年4月頃	制度1、2施行を目指す

項目	R4年度下半期~	R5年度~	R6年度~	R7年度~
制度1 <u>特定建築物</u> 太陽光発電設備等 導入制度		要綱等整備規則等	準備・周知等 <b>←</b>	制度施行
制度 2 <u>特定建築事業者</u> 太陽光発電設 備導入制度	パ <mark>ブリック</mark>	詳細検 一条 公表 要綱等整備 ・進	準備・周知等 <b>←</b>	制度施行
制度3 <u>建築士</u> 太陽光発電設備説明制 度		準 備・ 周 知 等 *#備・周知等 (* 1	制度施行	<b>\</b>
制度 4 建築物太陽光発電設備 <u>誘導支</u> <u>援</u> 制度	( 案 提出) ( 案 提出)			
制度 5 <u>事業活動</u> 脱炭素化取組計画 書・報告書制度		# 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 1 1 1	制度施行	



#### 推進体制・進行管理

- 「建築物太陽光発電設備等総合促進事業」及び「事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度」は、川崎市地球温暖化対策推進基本計画の5大プロジェクトとして位置付けた施策である。
- 制度の進行管理については、基本計画に基づき、達成目標や成果指標について、PDCAサイクルを基本とした進行管理を実施し、達成状況について年次報告書として取りまとめ、公表していくとともに、**継続的な制度検証と時流に合わせた制度改善**を図る。

# 環境審議会(脱炭素化部会)の開催経過



- 令和4年5月18日に川崎市環境審議会へ諮問
- 諮問後、5回に渡って部会での専門的知見から御審議
- 令和4年11月1日に、環境審議会から答申

(建築分

臨時委員

元明治学院大学法学部

No.	氏名	所 属 等	専門分野等	 備考	No.	氏名	所	属	等	専門分野等	備考
1	赤川 真理	一般社団法人 神奈川県 建築士会 川崎支部(団 体推薦)	事業者代表	臨時委員	8	馬場 健司	東京都市	大学環境学	部教	環境政策論、 政策科学	常任委員 <b>副部会長</b>
2	浦野 敏行	川崎商工会議所副会頭 (団体推薦)	事 業 者 代 表	常任委員	9	平野 創	成城大学 科教授	経済学部経	営学	経営史、経 営学、 化学産業論	臨時委員
3	大川原 勝	一般社団法人川崎建設 業協会(建築委員会委 員長)(団体推薦)	事 業 者 代 表	臨時委員	10	藤野 純一	(IGE ビリティ	戦略研究 S)サステ 統合センタ ディレクタ	イナープ	環境・エネ ルギーシス テム	常任委員 <b>部会長</b>
4	小泉 幸洋	CC川崎エコ会議運営 委員会委員長/産業・ 環境創造リエゾンセン ター専務理事	事業者代表	臨時委員	11	村上公哉	•	, インノベー 大学建築学		建築学	臨時委員
5	小林 光	東京大学先端科学技術 研究センター研究顧問	環境経済政策	臨時委員	12	山下 りえ子	東洋大学、科教授	法学部企業	法学	民法、環境 法	臨時委員
6	志水 里恵	地球温暖化防止活動セ ンター(団体推薦)	市民代表	臨時委員	13	和合大樹	市民公募			市民代表	常任委員
			> 1 / <del> 1 / - 1</del>								

開催年月日	会議等
令和4年5月18日	環境審議会 (諮問)
令和4年5月31日	第1回部会
令和4年7月27日	第2回部会
令和4年8月22日	第3回部会
令和4年9月13日	第4回部会
令和4年10月13日	第5回部会
令和4年11月1日	環境審議会 (答申)

# 市民の声について



- 本市はこれまで、「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050(R2.11策定)」や「川崎市地球温 暖化対策推進基本計画(R4.3改定)」の検討等において、制度に関する意見をいただいてきた。
  - ① 脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」の策定に関するパブリックコメント意見 実施日 令和2年8月~9月 意見数 75人 (のべ336意見)
  - ② 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定に関するパブリックコメント意見 実施日 令和3年11月~12月 意見数 62人 (のべ324意見)
  - ③ 脱炭素かわさき市民会議からの提案(2050年脱炭素かわさきの実現に向けて) 提出日 令和3年11月 提案数 77提案(うち、条例改正に関する意見1件)
  - ④ 地球温暖化対策に関する請願・陳情等
    - ・令和2年12月陳情(地域エネルギー市民協議会)

「再生可能エネルギーの促進に関する条例の制定の検討」ほか ・令和3年6月請願(かわさき生活クラブ生活協同組合) 「国による再生可能エネルギーを強力に推進する政策への転換し

・令和3年11月提案(かわさき生活クラブ生活協同組合)「再生可能エネルギーへの切替を促す広報や支援の強化」ほか

# 事業者の声について



○ 制度検討を進めるにあたり、環境審議会での審議に活かすため、**事業者ヒアリング**等を実施

#### 建築物太陽光発電設備等総合促進事業 に関する事業者ヒアリング等

① 個別事業者ヒアリング

実施日 令和4年5月~8月

対象者 一定程度の建築物を供給する市内事業者等

**参加者** 10者

② 関係事業者合同ヒアリング

実施日 令和4年9月

対象者 一定程度の建築物を供給する市内事業者等

**参加者** 27者(うち意見提出22者)

#### 事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度 に関する事業者ヒアリング等

① 個別事業者ヒアリング

実施日 令和4年6月~8月

対象者 事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度

の想定対象事業者

**参加者** 11者

② 金融機関ヒアリング

実施日 令和4年5月~7月

対象者 市内で活動している金融機関等

**参加者** 4 者

③ 関係事業者合同ヒアリング

実施日 令和4年7月および9月

対象者 事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度

の想定対象事業者

**参加者** のべ173者(うち意見提出のべ69者)